## 労働者供給事業業務取扱要領

令和6年4月 厚生労働省職業安定局

## 目 次

第1	労働有供給事業の意義等	
<u>1</u>	労働者供給事業の意義	
( 1	Ⅰ)労働者供給 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
(2	2 )労働者供給事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7
2	労働者供給事業の原則禁止	
( 1	))労働者供給事業の原則禁止の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2	2)労働組合等の行う労働者供給事業の趣旨 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	8
第2	労働組合等の行う労働者供給事業に係る申請等の手続	
<u>1</u>	<u>許可要件</u>	
( 1	))労働組合等の資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2	2) 事業運営に関する要件 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	9
2	<u>許可申請の手続</u>	
( 1	)許可申請を要する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
(2	2)許可申請関係書類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 0
(3	3)労働組合等の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
(4	1)都道府県労働局の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
( 5	5)許可申請書等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
(6	ら)許可等の決定の手続······	2 6
( 7	7)許可の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
<u>3</u>	許可の有効期間の更新手続	
( 1	)許可の有効期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
(2	2 )許可の有効期間の更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
(3	3)許可の有効期間の更新申請関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
( 4	1)労働組合等の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
( 5	5)都道府県労働局の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
(6	ら)許可更新申請書等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
	7) 更新等の決定の手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(8	3)許可の条件	3 0
	変更の届出手続	
	)変更の届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2)変更届出を要する事項	
	3)変更届出関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
( 4	1)変更の届出手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
	許可証の取扱い	
	Ⅰ)許可証の備え付け及び提示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2	2 )許可証の再交付手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6

(3	3)許可証の返納手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
6	<u>廃止の届出手続</u>	
( -	1)廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
(2	2 )廃止届出関係書類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 8
(3	3) 廃止の届出手続	4 0
<u>7</u>	書類の提出の経由及び提出部数	
( -	I )書類の経由 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 2
(2	2)提出部数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4 2
<b>3</b>	労働者供給事業の事業運営	
1	<u>概要</u> ······	4 3
	<u>労働者供給事業の事業運営の原則</u>	
( -	I)法第3条に関する事項(均等待遇)(指針第2参照) ······	4 3
(2	2)法第5条の3に関する事項(労働条件等の明示)(指針第3参照)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
(3	3)労働者供給を受けようとする者による労働条件等の変更等に係る明示	4 6
( 4	1) 試用期間中の従事すべき業務の内容等と当該期間終了後の従事すべき業務の内容等が	
	異なる場合の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
( 5	5)受動喫煙を防止するための措置に係る明示の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 8
(6	ら)記録の保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
( 7	7)労働者供給等に関する情報の的確な表示に関する事項(法第5条の4)(指針第4参照)・	5 4
	(8) 求職者等の個人情報の取扱いに関する事項(法第5条の5)等(指針第5参照)…	5 1
( 9	3)苦情処理に関する事項(指針第7の6参照) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
( -	IO)年齢制限禁止に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
( -	Ⅰ1)労働者供給事業者の責務に関する事項(法第 45 条の2)(指針第9参照)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
<u>3</u>	<u>その他</u>	
( -	I )法第2条に関する事項(職業選択の自由) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 8
(2	2) 法第46条において準用する法第 20条に関する事項(労働争議に対する不介入)	5 8
(3	3)労働組合法に関する事項(労働組合の目的等) ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	5 9
( 4	1)その他 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 9
4	<u>帳簿書類の備え付け</u>	
( -	l )帳簿書類の種類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 0
(2	2 )事業運営規程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 1
(3	3 )その他の帳簿書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
( 4	1)帳簿書類の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
5	事業報告	6 7
64	違法行為の防止、摘発	
1		7 0
2		

拮	<u> </u>	
1)	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 0
2)	権限の委任	7 O
軵	<u>报告</u>	
1)	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 0
2)	意義 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 0
3)	報告の徴収手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 O
4)	権限の委任	7 1
5)	違反の場合の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
<u> </u>	江入検査の実施	
1)	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 1
2)	意義 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7 1
6)	違反の場合の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
ì	違法行為に対する罰則、行政処分等	
逴	<u> </u>	
	<b>建法行為に対する罰則</b> 次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の	
1)	<b>建法行為に対する罰則</b> 次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の 罰金に処せられる (法第 63 条)。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
1)	<b>建法行為に対する罰則</b> 次のいずれかに該当する者は、1年以上 10年以下の懲役又は 20万円以上 300万円以下の罰金に処せられる(法第 63条)。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1)	<b>達法行為に対する罰則</b> 次のいずれかに該当する者は、1年以上 10年以下の懲役又は 20万円以上 300万円以下の罰金に処せられる(法第 63条)。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1) 2)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。	7 3
1) 2) 3)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる(法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる(法第 65 条)。	7 3 7 3
1) 2) 3)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる(法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる(法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 65 条)。	7 3 7 3
1) 2) 3) 4)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる(法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる(法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条)。 上法行為に対する行政処分等	7 3 7 3 7 3
1) 2) 3) 4) <u>道</u> 1)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる(法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる(法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条)。 <b>進法行為に対する行政処分等</b> 概要	7 3 7 3 7 3 7 3
1) 2) 3) 4) 1) 2)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる (法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる (法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条)。 <b>建法行為に対する行政処分等</b> 概要 許可の取消し	7 3 7 3 7 3 7 4
1) 2) 3) 4) <u>2</u> 1) 2) 3)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の 罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる (法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる (法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条)。 <b>法行為に対する行政処分等</b> 概要 許可の取消し 事業停止命令	7 3 7 3 7 3 7 4 7 4
1) 2) 3) 4) 1) 2) 3) 4)	次のいずれかに該当する者は、1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金に処せられる(法第63条)。 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる(法第64条)。 次のいずれかに該当する者は、6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる(法第65条)。 次に該当する者は、30万円以下の罰金に処せられる(法第66条)。  ***********************************	7 3 7 3 7 3 7 4 7 4 7 4
1) 2) 3) 4) 1) 2) 1) 3) 4) 5)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる (法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる (法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条)。	7 3 7 3 7 3 7 4 7 4 7 4 7 4
1) 2) 3) 4) 1) 2) 3) 4) 5)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる (法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる (法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条)。    上	7 3 7 3 7 3 7 4 7 4 7 4 7 4
1) 2) 3 4 1 2 3 4 5 6 1	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる (法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる (法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる (法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる (法第 66 条)。	7 3 7 3 7 3 7 4 7 4 7 4 7 5
1) 2) 3) 4) 1) 2) 3) 4) 5) 6 1)	次のいずれかに該当する者は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金に処せられる(法第 63 条)。 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる (法第 64 条)。 次のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる (法第 65 条)。 次に該当する者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 66 条)。    上	7 3 7 3 7 3 7 4 7 4 7 5 7 5 7 5
	1) 2) 1) 3) 5) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1) 1)	#導及び助言  1)概要  2)権限の委任  数告  1)概要  2)意義  3)報告の徴収手続  4)権限の委任  5)違反の場合の効果  立入検査の実施  1)概要  2)意義  3)証明書  4)立入検査の権限  5)権限の委任  6)違反の場合の効果

## 第6 個人情報保護法の遵守等

## 1 概要

	上兴脉少短啦类人叛主「今和 4 年版 (八叛西日主\]	
【参	考】	
	2 労働者供給事業者等に課せられる義務等について	7 6
	(2) 違反の場合の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
	(1) 法第5条の4、第51条及び指針	7 6

厚生労働省編職業分類表 [令和4年版(分類項目表)]